

## 2-9 浄化槽法に係る事務権限の市町村への移譲について教えてください。

### 1 浄化槽法に係る事務権限の市町村への移譲

新潟県では、浄化槽法に定める各種届出の受理や適正な維持管理のための指導等については、浄化槽法の多くが住民の家庭に設置されていることから、現場に最も近い市町村に事務を担っていただくことが望ましいとの考えにより、平成18年3月に策定した「県から市町村への事務・権限の移譲計画」に基づき、知事の事務権限の市町村への移譲を進めています。

### 2 事務権限の移譲市町村

- ・平成21年度 3市町（三条市、佐渡市、湯沢町）
- ・平成22年度 5市町（長岡市、柏崎市、十日町市、阿賀野市、阿賀町）
- ・平成26年度 3市（村上市、五泉市、見附市）
- ・平成29年度 1市（胎内市）

### 3 移譲事務

NO	条 項	内 容
1	第5条第1項、第2項	浄化槽の設置（変更）、届出の受理及びそれらの計画に係る勧告
2	第5条第4項	届出の内容が適当であると認める旨の通知
3	第7条第2項（第11条第2項での準用を含む）	浄化槽の法定検査に係る指定検査機関からの報告の受理
4	第7条の2第1項、第12条の2第1項	浄化槽の法定検査の受検確保のために必要な指導・助言
5	第7条の2第2項、3項、第12条の2第2項、3項	浄化槽の法定検査を受けるべき旨の勧告、措置命令
6	第10条の2第1項～第3項	浄化槽の使用開始報告書、技術管理者変更報告書、浄化槽管理者変更報告書の受理
7	第11条の2	浄化槽使用廃止届出書の受理
8	第12条第1項、第2項	保守点検又は清掃に係る助言・指導、勧告、改善命令
9	第53条第1項、第2項	浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者に係る保守点検、清掃等に係る報告の徴収及び事務所等への立入検査又は質問

### 4 移譲対象外の市町村の浄化槽設置届出の事務処理

新潟県では、各市町村長、保健所長及び土木事務所長宛に、新潟県環境保健部長及び新潟県土木部長の連名により、「浄化槽設置届出等の事務処理について」（昭和60年10月1日付け、環保第1145号、建第1423号）を通知しています。

この通知では、浄化槽法に基づく設置届出は、市町村の環境課が受理することとし、建築基準法に基づく確認申請に伴う浄化槽関係書類の提出があったときは、市町村の建築担当課が受付することとしています。

詳細は、「3-1の浄化槽を設置する際の手続について教えてください」を参照してください。